

はじめに

2015年に厚生労働省が発表した日本の相対的貧困率（所得の中央値の半分を下回っている人の割合）は、15.6%である。OECD加盟国の相対的率貧困率の平均が11.3%であり、それと比較すると、先進諸国30か国中、4番目に相対的貧困率が高い国となっている。

また、ひとり親世帯の相対的貧困率は、50.8%であり、子どもの貧困率は、13.9%であった。しかし、沖縄県が独自に調査した沖縄県下の子どもの貧困率は29.9%にも及んでいる。

日本国憲法は、「個人の尊厳の尊重」を最高の価値規範とし、前文において、「すべての国民が、ひとしく恐怖や欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する」とし、第25条1項において、「すべて国民（英文では All people）は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と明記している。この憲法25条で保障された「生存権」を具体化する法律は、生活保護法であり、同法は「個人の尊厳」を尊重・確保するための最後の砦となるものである。しかし、生活保護基準を下回る経済状態の世帯のうち、現実に生活保護を利用している割合である捕捉率は、厚生労働省の推計からみても、約20%にすぎない。

2015年（平成27年）4月に本格施行された生活困窮者自立支援法は、生活保護に至る手前の生活困窮者を支援する第2のセーフティネットであり、2018年（平成30年）6月1日に同法の改正がなされた。改正法では、同法の理念を「生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者の尊厳の保護を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じ、包括的かつ早期に行わなければならない」（2条1項）とし、「生活困窮者に対する自立の支援は、地域における福祉、就労、教育、住宅等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならない」（同条2項）としている。そして、市及び福祉事務所を設置する市町村等の責務として、「関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有する」（同4条1項）としている。生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業に関して、日弁連（貧困問題対策本部）においても、困窮者法律相談事業の展開に力を入れており、近弁連傘下においても、大阪、京都、兵庫などにおいて自治体と連携した法律相談事業が行われている。とりわけ大阪弁護士会（貧困・生活再建問題対策本部）においては、大阪市24区全区を含む大阪府下12の自治体において、委託事業として法律相談事業を進めている。

またこの間、近弁連は、第21回人権擁護大会（2000年12月1日）において「ホームレス問題の根本的解決を求める決議」を採択し、第22回人権擁護大会（2002年11月29日）において「野宿生活者の人間としての尊厳確保を求める決議」を採択している。しかし、生活困窮者の保護と支援に関する決議は行われていない。そこで、当実行委員会は、第30回近弁連人権擁護大会において、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業を通じて明らかになった、支援事業の現状と課題、改正自立支援法の基本理念である「生活困窮者の尊厳の保持」が適正に図られているか、自治体や福祉事務所などとの

はじめに

機関連携が実効化されているか等の現状と課題について調査・研究し、「自治体は生活困窮者を救えているか」をテーマとする分科会（シンポジウム）を開催し、人権擁護大会において、「生活困窮者の生存権保障のため、さらなる機関連携と法的支援の拡充を求める決議」の採択を求めることとした。

本報告書は、これらの趣旨・目的を踏まえて、生活保護部門、公営住宅部門、居住環境整備、債権管理部門、弁護士・弁護士会との各連携の現状と課題、法律扶助制度の活用の現状について、各部門や日本司法支援センターなどに対して実施したアンケート結果を基に、「機関連携の現状と課題と提言」を取りまとめたものである。

2015年（平成27年）9月25日、国際連合は、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択し、「持続可能な開発目標」（SDGs ーエス・ディー・ジーズ）として、17の目標と169のターゲット、230の指標を提示している。17の目標の第1は、「貧困をなくす」、第2は「飢餓をゼロに」、第3は「すべての人に健康と福祉を」である。そして、SDGsの理念は「誰一人取り残さない」である。

弁護士、弁護士会は、生活困窮者の尊厳を尊重・確保し、貧困の連鎖を断ち切るために、「誰一人取り残さない」ための更なる連携活動を推進する必要がある。そのためにも、弁護士のみならず自治体職員など関連諸団体・個人が、本報告書を活用され、個人の尊厳の尊重・確保と、生存権確立のために、ともに歩まれることを願うものである。

2018年11月30日

第30回近畿弁護士会連合会人権擁護大会

第1分科会実行委員会

委員長 丹羽雅雄